

市民サービスグループだより

平成25年4月

《市内で死亡交通事故が発生しました》 ～行楽期に入りますが、無理な運転は絶対しないでください～

平成25年4月21日午前11時50分ころ、登別市富浦町の国道で高齢者(80歳代)による死亡交通事故が発生し、今年に入り、管内では最初の死亡交通事故となりました。

これからゴールデンウィークが始まり、ドライブやお花見、イベント等で長距離運転をする機会が増えますが、運転する前日は十分な睡眠を取ることと、長距離を運転される際は、余裕を持った計画で2時間ごとに休憩するようにしてください。

運転免許証の自主返納制度

運転免許証の自主返納制度は、高齢などの理由により、もう自動車などを運転しないので運転免許証を返納したいという方が申請により運転免許証を返納する制度です。

- とっさの対応ができない。
- 目や耳の衰えが・・・
- 車庫入れに失敗する。
- ふだん通らない道に出ると、迷ってしまう。
- 道路標識が見づらい。

このようなサインがあったり、運転に自信がなくなったり、家族から「運転が心配」と言わされたら、そろそろ現役ドライバーを卒業する時期かもしれません。

■ 不法投棄は犯罪です！

市内墓地への不法投棄が多く見られます。



許可を得ずに廃棄物を放置することは不法投棄になります。

不法投棄は重大な犯罪です。

「今、目の前で不法投棄が行われている」

「これから不法投棄をしようとしている」

「不法投棄をして逃げて行った」

このようなときは、市民サービスグループへご連絡ください。

また、墓地以外の場所で不法投棄があった場合には、環境対策グループまでご連絡ください。

市民サービスグループ 85-2139

環境対策グループ 85-2958

■ 「裁判に出す」と脅す 健康食品送りつけにご注意ください！

☆☆☆全国ではこのような事例があります☆☆☆

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので代引きで送る」と電話があった。注文した覚えはなかったのでびっくりして断ると、「注文を受けたときの録音もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても強引な口調で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえなかつた。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくれればその後の契約は取り消す」と言われたので、裁判などこれ以上面倒なことに巻き込まれたくない一心で、承諾してしまつた。

翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くなかった。返金してほしい。(70代男性)



ひとことアドバイス

- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注文したときの録音がある」「裁判に出す」などと脅す手口が見られます。
- このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。
- 一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 断りきれずに承諾し商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

消費生活センター TEL : 85-3491
(登別市中央町6丁目11番地 登別市役所2番窓口)
登別消費者協会 TEL : 85-8307
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分
(登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内)